

Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2023 年 10 月号

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と原文（英語）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

インド税務アップデート：物品サービス税（GST）に関する通知の相次ぐ発行、他

1. 各プロジェクトサイトにおける設置工事や、その監督による恒久的施設（PE）の認定について¹

インド所得税裁判所（Income Tax Appellate Tribunal：以下「ITAT」）はインド・シンガポール租税条約第 5 条 3 項及び第 5 条 4 項に基づき、設置工事や、その監督による恒久的施設（Permanent Establishment：以下「PE」）のステータスを判断する場合、各プロジェクトサイトは別個のプロジェクトとみなされるとした。本納税者は、各プロジェクトサイトが 183 日という閾値を超えていなかったため、インドに PE を有していなかったと主張した。

判決では他にもいくつかの原則が示されたが、以下に要約する。

- 設置及び試運転サービスが同一の下請業者によって提供されたこと、両プロジェクトに従事した人員の一部が共通であったことにより、両プロジェクトが一体のものであったと結論づけることはできない。
- インド・シンガポール租税条約第 5 条 3 項及び第 5 条 4 項では、ある会計年度において 183 日を超える期間継続する単体の建築現場、建設、設置、組立プロジェクトについて言及している。
- インド・シンガポール租税条約第 5 条 3 項及び第 5 条 4 項には、インド・オーストラリア条約、インド・イタリア条約、インド・アメリカ条約における同様の規定（建設、設置、組立プロジェクトの建築現場が、他の現場プロジェクトや活動とともに、特定の期間継続した場合に PE を構成すると明示的に規定されている）と同列に並べるような文言は、暗黙的にも明示的にも使用されていない。したがって、インド・シンガポール租税条約にそのような明示的な規定がない場合、他の条約で使用されている文言を導入することはできない。なお、インド・シンガポール租税条約はインド・日本租税条約と類似している。

詳細は、こちらをご覧ください。

[Tax alert：各プロジェクトサイトにおける設置工事や、その監督による PE 認定について](#)（Deloitte India ウェブサイト（英語））

2. 直接税中央委員会（CBDT）が、納税者番号（PAN）の割当て及び提示に関する規則を改正

直接税中央委員会（Central Board of Direct Taxes：以下「CBDT」）は、2023 年 10 月 10 日付通達第 88/2023 号により、特定の取引に係る納税者番号（Permanent Account Number：以下「PAN」）の割当て及び提示に関する規則を改正した。

非居住者の納税者は、インドと当該国との間の二重課税回避協定（Double Taxation Avoidance Agreement：以下「DTAA」／租税条約）の適用を受けるために、居住国から発行された居住者証明書（Tax Residency Certificate：以下「TRC」）を取得する必要がある。さらに、非居住者である納税者が取得した TRC に、納税者の会社形態（会社、ファームな

¹ Planetcast International Pte. Ltd. vs ACIT [ITA No.1831, 1832/Del/2022 & 451/Del/2023]（デリー-ITAT）

ど)、国籍、法人設立国、納税者の居住国における納税者番号 (TAX ID : 以下「TIN」) 又は固有番号 (TIN がない場合)、TRC が適用される期間、インド国外における納税者の住所など、所定の情報が含まれていない場合は、Form 10F を提出する必要がある。

2022 年 7 月 16 日、CBDT は納税者がオンラインで提出する帳票のリストを義務付ける通達を発表し、その中には Form 10F も含まれていた。このため、非居住者である納税者は、インドとの間で締結された DTAA に基づく軽減措置を申請するために、Form 10F を電子的に提出する必要があった。

その後、2022 年 12 月 12 日、CBDT は Form 10F のオンライン提出を一部免除する通達を発行した：

- インド所得税法の関連規定及び規則により、PAN を持たず、PAN を持つ必要のない非居住納税者は、2023 年 3 月 31 日まで、Form 10F の電子申告が免除された。しかし、このような納税者は、2023 年 3 月 31 日まで、Form 10F をマニュアル書式で提出するというコンプライアンスに従わなければならない。
- 2023 年 3 月 28 日、上記一部緩和措置は、通達により 2023 年 9 月 30 日まで延長された。

しかし、インドで PAN を持たない非居住者の納税者が直面する困難を考慮し、CBDT は今回、「PAN を持たず、PAN を持つ必要のない非居住者 (Non-Residents not holding and not required to have PAN) 」として登録する機能を導入し、非居住者はインドで PAN を取得することなく Form 10F を作成できるようになった。ただし、本機能は非居住者がテクニカルにインドで PAN を取得する必要がない場合にのみ利用可能である。

詳細は、こちらをご覧ください。

[Tax alert : CBDT が PAN の割当て及び提示に関する規則を改正](#) (Deloitte India ウェブサイト (英語))

3. CBDT は非上場株式と強制転換優先株式 (CCPS) の評価に関する最終規則を規定

CBDT は、インド所得税法第 56 条(2)(viib)における非上場株式及び強制転換優先株式 (Compulsory Convertible Preference Shares : 以下「CCPS」) の公正価値の算定に関する評価規則²を改正した。本株式評価ルールは、居住者と非居住者の両方に適用される (2023 年国家予算による所得税法改正後)。

所得税法第 56 条(2)(viib)は、(特定の株式の割増発行に際して) 当該株式の公正価値を超えて受領した対価に対する課税を規定している。

主な変更点は、以下のとおりである。

- 株式評価方法については、居住者向けの DCF 法 (Discounted Cash Flow : 割引現在価値法) と NAV 法 (Net Asset Value : 純資産価額法) の 2 種類に加え、非居住者向けの類似会社比較法、確率加重期待収益率法、オプション価格法、マイルストーン分析法、代替原価法の 5 種類が追加された。
- 中央政府が通知した非居住者事業体から株式発行の対価を受領した場合、当該対価に対応する持分株式の価格は、以下の条件に従い、居住者投資家及び非居住者投資家に対する持分株式の公正市場価値 (Fair Market Value : 以下「FMV」) とみなすことができる。
 - 当該 FMV からの対価が、通知された事業体から受領する対価の総額を超えない範囲内で、かつ
 - 評価対象となる株式の発行日の前後 90 日以内に、会社が通知された事業体から対価を受領していること。
- 同様に、ベンチャー・キャピタル・ファンドや特定ファンドによる投資に関しても、居住者と非居住者の投資家の価格マッチングが可能となる。
- CCPS の FMV 算出のための評価方法も提供されている。
- 価値変動率 10% のセーフハーバーが設けられている。

詳細は、こちらをご覧ください。

[Tax alert : CBDT は非上場株式、CCPS の評価に関する最終規則を規定](#) (Deloitte India ウェブサイト (英語))

4. 物品サービス税（GST）に関する通知の発行が相次いだ理由

2023年9月の1カ月間、多くの納税者が、Goods and Services Tax（以下「GST」）の過少納付の回収、仕入税額控除の取消し、誤った還付の回収を求める複数のGSTの通知を受領した。通知には、仮受GST（Output）の金額不一致、仕入税額控除（ITC：Input Tax Credit）、免税売上に関連する仕入税額控除の取消しなど、複数の問題が含まれている。また、法律規定の解釈、最高裁判所、高等裁判所、事前裁定機関などによる裁定に関する通知も発行されており、広く業界に影響を及ぼしている。

上記のように複数の通知が出されていることに関して、検討すべき課題があるため、以下に要約する：

- **通知の追跡の重要性**：GST ネットワーク（General Switched Telephone Network：GSTN）ポータルを継続的にチェックし、アップロードされた新しい通知を追跡することで、回答が遅延なく提出され、通知/回答がポータルの正しいタブにアップロードされていることを確認する。
- **書類の保管と管理**：契約書、クレジット・ノート、マニュアル・インボイス（ある場合）、その他の申告書、税務当局から受け取った文書など、督促状（Demand Notice）や命令（Order）などに関連する文書の保管と管理。
- **管轄当局への積極的関与**：管轄当局と連携し、大まかなアプローチを理解する。
- **監査準備演習**：企業は、監査準備演習／模擬監査を実施し、事前予防的に是正措置を講じるべきである。
- **適切な紛争解決戦略の策定**：通知に対する回答や裁定プロセスに加え、審判所への上訴の準備（上訴が受理され次第提出）、管轄高等裁判所への訴状提出の可能性など、上訴プロセス／選択肢にも焦点を当てる必要がある。

GST 通知発行のタイムラインにより、本ニュースレター発行時点において、企業は警戒を強めている。複数の通知、短期間での回答期限、潜在的な財務的影響など、企業にとって備えは極めて重要である。効率的な追跡システムを確立し、税務当局と積極的に連携することで、企業はこうした難題を乗り切り、事業や財務への影響を軽減することが可能である。この不確実な時代において、準備とタイムリーな行動は、GST コンプライアンスという複雑な状況の中で事業を営む企業の利益を守る鍵となる点を強調したい。

詳細はこちらをご覧ください。

[税務アラート：GST 通知の発行が相次いだ理由と今後の対応](#)（Deloitte India ウェブサイト（英語））

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人 International Tax and M&A

パートナー 平山 真澄 masumi.hirayama@tohatsu.co.jp
マネージングディレクター Pawankumar Kulkarni pawankumar4.kulkarni@tohatsu.co.jp

Deloitte India

シニアマネジャー 山崎 靖彦 yyamazaki.ext@deloitte.com
マネジャー 庄子 雄基 yshoji@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ 税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

email tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバー フォーム および関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係法人 は、自らの作為 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のフォーム または関係法人の作為 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有限責任 会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人 は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にて サービス を提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters” をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301